

明治前期の中学校

——とくに中央の中等教育政策と地方中等学校との関係——

助教授 本山 幸彦

は し が き

明治時代の中学校が、旧制中学校のように、上級学校進学者のための教育機関となったのは、明治32年2月、樺山文相による「中学校令」の改正によって、中学校が、「中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」と定められてからのことであり、これについて海後宗臣氏も、「この中学校令改正のために、実科中学校や農工商専修科等の存在すべき余地がなくなった。かくして上級学校の進学者のための中学校となったことが、此後に於ける中学校の教育を規定し、その教育の仕事を定型化することとなって来るのである」とのべている。しかし中学校が、明治国家の教育制度の一環として、組織的、系統的に、国家の教育政策の積極的な対象となったのは、明治14年の「中学校教則大綱」にはじまり、19年、森文相の「中学校令」におわりの一連の中学校制度化政策によってであった。

とくに、この「中学校令」で、中学校は国家の規定する教育全体の枠組のなかに位置づけられ、地方税による府県立中学校は、一府県一校と限定され、質的な充実が要求されるようになる。

だが、このときはまだ「中学校ハ実業ニ就カント欲シ、又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所」と規定され、二つの目的があたえられていた。森自身は、中学校が中堅国民の実業教育機関たることを望んでいたようである。このことは何よりも、この「中学校令」が、明治初年以來の中学校発生の歴史的諸事情と、中学校が担っていた歴史的役割、つまり中学校は国家のための教育機関であるよりも、地方のための中等、もしくは高等教育機関であったという役割を、無視しえなかったことをしめしている。

形成期の中学校がもつこのような歴史的性格が、国家的、統一的な教育制度の完成という立場からみて、中学校の制度化に大きな欠点を残すとみなされていたのは事実であった。これについて、明治前期の文部官僚伊沢修二は、次のようにのべていた。

我国ノ教育制度中、学校系統ノ発達ヲ見ルト、恰モ下等動物ニ於テ、背髓ノ未ダ無イ頃ニ、神経系統ノ中ニ頭中心即チ（セフアリゼーション）ト尾中心（コダリゼーション）ト、二個ノ中心ガ出来テ、各々

* 『現代教育学大系』巻八。「日本近代学校史」成美堂書店、昭和11年3月刊。

** たとえば、『文部大臣森子爵之教育意見』（日下部三之介篇 金港堂、明治21年刊）のなかの訓示、とくに明治20年6月22日福島県で県官、教員に行なった訓示をみよ。

本山：明治前期の中学校

段々発達シテ、今日ニ至ッタト云ウ有様ニナッテ居リマス。夫故ニ此ノ頭ノ方ノ中心カラ発達シテキタモノト、尾ノ方ノ中心カラ発達シテ来タモノガ、ドコカデ接続セネバナラヌ事ニナッテ参リマシヨウ。此ニ中心ガ、今日能ク連続シタカ、セヌカト云ウ事ガ大問題デアリマス。先ズ私ガ見マスル所デハ、今日ノ小学カラ大学ニ至リマス迄、諸学校ノ系統ハ遺憾ナガラ未ダ十分ニ連続シテ居ラヌト申サナケレバナラヌト思ウ。

★

だが、この制度的な欠陥が生じた所以こそ、明治前期の中等教育が、国家以外の力によって、国家の意図する普通教育制度の方向とかかわりなくおし進められたことを物語るものにほかならなかった。たとえば、明治、大正期における中等教育、師範教育の功労者町田則文は、自分の体験にもとづいて、明治前期の中学校の発達を、こうみていた。

抑も我国の普通なる中学校は明治19年までには非常なる迅速度を以て発展して来たのは、全く明治5年頒布の学制や其後の教育令等に原因するのではなくして、一種の変道を探って奮進勃興し来たったものと云うべきである。即ち旧大中小藩士の子弟中13、4才以上の者は、何れも明治5年学制の下に設立せられた小学校に入学するを好まず、且つ以上の子弟は漢学の素養は何れも夫々藩学に於て習養しているから、何うして好んで小学校に入って、絵入り桃、栗、柿等の文字を習うべき必要があるであろう。故に之れ等の子弟は尚お進んで、深く漢学を学習すべきか又は英学を学習すべきかの一途に出でざる可らざる境遇となった。我が茨城県の水戸などは大藩領の城下町であるので、……既に明治12年10月2日師範学校内へ予備科の名義を以て中学校を創立して、当時15、6才の旧藩有為の青年男子の中等教育を始めた訳である。之れは独り我が水戸地方のみならず、大中小の各藩城下に於ては皆然らざるは無かった。故に当時に於ける我が国男子中等教育の勃興は、寧ろ明治5年頒布の学制の効果にはあらずして、反って徳川幕府250余年間に養成し来たった武士道教育のうつ勃たる反動の然らしめたるもので無くて何うしよう。然るに明治19年4月発布の中学校令は、府県立のものは一府県一尋常中学校と限られたから、急に現存せる普通なる中学校又は類似の学校の発展が妨害されたようである。

★★

町田はここで、明治19年にはじめて中学校が統制されたようにのべているが、そうではない。森文相の「中学校令」以前においても、文部省は地方の中学校に対して、完全に自由を与え、放任していたのではなかった。明治4年7月の廃藩置県のと、旧藩校が廃止されたのはやむをえなかったとしても、明治5年の「学制」発布にあつては、廃藩以後、旧藩関係者の手で営まれてきた中等学校を一切廃止し、「学制」に則した新中学校の設立を地方に命じている。とくに明治14年の「中学校教則大綱」や、17年の「中学校通則」では、一定の基準を示して、地方の中学校を、それに従わせようとしていた。しかし、これらの政策は、国家が直接強制したものではなく、地方長官の裁量にまかせて実現させようとするもので、県会や町村会に表現される地域社会の意向を多分に反映する余地をもち、この点で森文相の「中学校令」とはちがっていたが、これらの政策によって、地方の中学校はかなり整理されたのである。

明治前期における文部省の中等教育政策は、さまざまな設立意図や設立主体によって自主的に発達してきた地方の中学校を統制しようという消極的なものであり、積極的に中学校の発達をはかろうという段階には達しておらず、また地方の自主的な教育意欲を助長し、これをみちびくと

★ 明治二四年、第一回国家教育社大会の演説。『伊沢修二選集』信濃教育会、昭和33年刊。

★★ 町田則文著『明治国民教育史』昭和出版社、昭和3年3月。

いうものではなかった。従って、町田のいうように明治前期の中学校の発達は、国家の力をかりない自主的なもので、その際に果たした士族の役割は、たしかに大きかった。

だが、中学校設立の推進力が、旧藩士族以外になかったわけではない。地方によっていろいろちがいはあったけれども、少なくとも明治10年代になると、県会や町村会に活躍した上層、中層の人民や、地方の実情に則して教育政策を行なった地方官なども、明治前期における中学校の発達に無視できない役割を担っていた。

小論の意図は、明治前期の国民がしめした自主的、積極的な教育意欲の代表的なあらわれである地方的な中学校設立運動と、それが国家的教育方針に統一、吸収されて行く過程を、全国的規模で地方別に具体的に説明するため、現在私が大学院の人たちと行なっている共同研究の一環として、さしあたり一貫して中学校の画一化を目標に進められてきた「中学校令」にいたるまでの中央の教育政策と、それに対抗、あるいは順応しながら、自主的に中学校設立に努力してきた地方中等教育との関係を、中央の政策に主眼をおきつつ概観するにある。

以下明治前期における中学校の発達を、明治5年8月の「学制」発布以前、つまり旧藩教育の延長期、「学制」発布から明治12年9月の「教育令」発令まで、いわば新中学校の勃興期、そして最後に明治13年から、14年の「中学校教則大綱」、17年の「中学校通則」をへて、19年の「中学校令」にいたる新中学校の整理期という三つの時期にわけ、その大略をのべることにしたい。

I 旧藩教育の延長期 —明治元年から5年7月まで—

1. 廃藩置県まで。

明治維新から「学制」発布にいたるまで、明治政府がとってきた教育政策は、主として旧幕府の教育機関を政府の直轄学校とし、その内容を充実させながら、高等教育機関をつくりあげることであり、中等教育はもとより、義務教育でさえ、自らの手で実施することなく、府・藩・県の自主性や私人の教育活動にまかせ、自分はそれを督励する立場に立っていた。

明治2年6月、政府は旧幕府から引きついだ昌平校、開成所、医学所を綜合して大学校を設立し、大学校を教育機関であると同時に教育行政機関たらしめ、府・藩・県の教育を監督させたが、この大学校には、藩の教育を規制する権限はなかった。3年6月、大学校は「輦轂ノ下大学一所ヲ設ケ府藩県各中小学ヲ置ク。皆大学ヨリ頒ツトコロノ規則ヲ遵守シ、材ヲ育シ業ヲ広メ国家ノ用ニ供スルヲ以テ務トス」とうたう「大学規則竝ビニ中小学規則」を制定した。この「規則」は、明治政府がはじめて、全国的、系統的な学校制度形成の意志を表明したのものとして、重要な意味をもっていたけれども、この「規則」には、諸藩に対して小学、中学の設置を強制する力はなく、またその意図するところも、学校の設立奨励というよりも、『明治以降教育制度発達史』が、「政

* 『同書』第一巻。松浦鎮二郎著、以下『発達史』と略称す。

府が右の規則を定めたのは、明治維新以後時勢の必要に応じ、各藩が争って藩学に改革を行ない、……人材育成を企てた結果、各藩に於いて著るしく異なった学校を生じたので、之を統一する必要を生ずるに至ったが為であろう」とのべているように、その後の文部省の中等教育政策と同様、主として諸藩の自主的な学校の統制をねらったものであった。

政府はこの「規則」に従い、東京府に中学校の設立を勧告し、東京府が3年4月、駿河台に中学校を設立したとき、同年9月の太政官布告で「今般東京府下中学校被開候ニ付、華族始土庶人ニ至迄入学被差許候事」^{*}と一般に告知したが、そのほかには、何ら中学校設立の手は打たなかった。

それゆえ当時の諸藩においては、自発的にこの規則に従って藩校を改革した若干の藩を除き、大部分の藩では、幕末期の政治的危機の過程で、藩の軍事的強化を目的として行なった藩政改革、及びそれにとともなう教育改革の方面を進展させ、新時代の藩政担当者にふさわしい人材育成を目標に、それぞれ独自の立場から、教育政策を展開していった。

なかでも、新たに静岡に移された徳川藩、薩長とならんで、討幕軍の主要勢力であったのに、維新後、薩長に国家枢要の位置を独占された土佐藩、封建治下最大の藩であったにもかかわらず、完全に維新の船に乗りおくれ、藩勢力がおとろえた加賀藩、あるいは徳川家門の雄である福井藩、譜代の名門松代藩などは、何れも自藩の軍事的近代化をめざして教育制度を改革し、この「規則」を完全に無視し、洋式軍事学を中心に、その基礎学としての洋学教育の充実をはかっていた。

維新以後、廃藩置県までの諸藩では、上にのべたような立場から、藩校を有する278藩のうち、約4割が教育改革を断行していたし、明治元年から4年までに、藩校を新設した藩が48もあった。この4ケ年に48校という数は、1ケ年平均12校ということであるが、これを、徳川時代の藩校設立の最盛期といわれた天明年間から享和年間(1781~1803)の23年間につくられた藩校でさえ、^{**}59校、つまり年平均2.56強であったのに較べると、いかに維新後の諸藩が教育に力をつくしたかが察せられよう。

この時期の藩校は、たんにその数がふえただけでなく、その内容においても、学科の近代化や、士族、庶民に対する教育の機会均等に努力した点において、幕末期すでにきざしていた藩校近代化の傾向を一步進めるものであった。

たとえば、教科内容では、洋学を藩校に課していた藩が、幕末期に24校であったものが、維新後には67校となり、計91校にのぼっている。このことは、その内容はともかく、新時代に処する人材の育成という諸藩の教育意欲をしめすものとして高く評価してもいいだろう。また教育の機会均等についていえば、本来藩士教育の場である藩校に、庶民の入学を許可していた藩は、幕末^{*****}

* 『発達史』巻一。

** 以上の数字は、笠井助治著『近世藩校の研究』（吉川弘文堂、昭和35年3月）による。

*** 同上

**** この数字は、笠井、同上書巻末の藩校表より作成。

期すでに127藩あったが、維新以後新たに庶民に門戸を開いた藩が19藩、合計146藩であった。^{*} そのほか士庶共学ではなかったが、庶民教育の発達を企図して、郷校や郷学、あるいは教諭所、啓蒙所といった庶民学校を、藩の公立として設けた藩は、維新後の4年間に53校あったといわれている。^{**}

さらに一步深めて、2、3の藩では、藩士、庶民共力の下に、挙藩強化体制を確立するため、四民平等という新しい人間観の下に、伝統的な士庶複線型の教育制度を打破し、士庶の教育を一元化した単線型教育制度の樹立をめざしていた。このような藩の代表的なものは土佐藩である。土佐藩では、「人民平均の理」にもとづく藩政改革を宣言した次のような藩庁諭告を出し、その趣旨にそって教育改革を行っていた。

今般文明開化ノ道ヲ講習シ、各処ニ学校ヲ建テ教育ヲ隆ニシ、富強ヲ謀リ、士民一般競起憤発ノ域ニ勸進セシメ、大ニ旧習ヲ変ユ、務メテ新得ヲ致スハ実ニ当今ノ一大急務ニアラズヤ。^{***}

和歌山藩でも、明治2年4月の布達で、「学事ニ付テハ四民同胞学科等級ノ順序ヲ以テ次第ヲ相立テ候ニ付」庶民も入学せよと命じ、岩国藩も、3年12月、教育改革の理念をしめした「学制の議」で、^{****}「仮令従来ノ風習ニテ人々ノ身分ニハ種々ノ職業階級ヲ分ケタリト雖モ、其天賦自然ノ者ニテハ毫モ上下貴賤ノ差別ナシ」という新しい人間観をあきらかにし、「藩内士民子弟7才ニ至モノ貴賤ニ拘ラズ士農工商ヲ論セズ悉皆同一ニ入学スルヲ得シム」と進んだ方針を示して^{*****}いた。

このような諸藩の中等教育の状況に対して、政府及び府県はどうであつたらうか。政府、府県の状況は、その質においてまさっていたかもしれないが、数の上では、まことにさみしいものであつた。

まず政府をみれば、東京、長崎の二つの医学校を除き、外国語教育を主体にした中等教育機関は、東京に開成所と、地方には長崎の広運館、及び大阪の大阪洋学校の3校があるにすぎず、府県では、さきの東京府中学校と京都府中学校の2校だけであつた。

従つて、維新以後、廃藩置県にいたるまでの中等教育は、事実上ほとんど諸藩の学校が担当していたといつても過言ではない。廃藩置県後も、少なくとも明治10年頃までは、旧藩関係者が幕末政局に対処した経験と識見にもとづき、維新後の情勢の進展に対応しつつ、中等教育を近代的な方向に進めてきたのであつた。

2. 「学制」発布まで

明治4年7月の廃藩置県が、当時の事実上の中等教育機関であつた藩校に与えた打撃は大きく、ほとんどの藩校は経費の途絶と、旧藩主の東京移住に従う藩政担当者の移動によって、すぐれた

* 笠井，同上書。

** 井上久雄著『学制論考』風間書房，昭和38年11月。

*** 青木文庫『自由党史』第一冊，青木書店刊，昭和30年8月。

**** 『日本教育史資料』第2巻。

***** 同上書。

本山：明治前期の中学校

経営者を失い、閉校または廃校、あるいは衰微をまぬがれなかった。野田義夫は、廃藩当時の藩校の運命について、こうのべている。

4年7月藩を廃して県を置かるや、各藩の学校は多く新県の管轄に帰し、県庁所在地とならざる小藩の学校は、廃藩と同時若しくは後幾くもなく閉校し、或は有志家の私立となるあり、或は藩学の名称を存し改めて中学と称するあり。

★ 廃藩が全国の藩校に与えた影響を、『日本教育史資料』^{★★}によってやや具体的にみてみよう。

そのまえに一、二ことわっておきたいことがある。その一つは、この『資料』は、明治4年設立の藩校を数えていないので、明治3年までに設立された藩校を対象にせざるをえず、そのため、まえに数字の根拠にした笠井氏の書物では、4年設立までをふくめて278校あったのとくらべ、かなりその校数が少なくなっていること。その二は、廃藩置県は明治4年7月であったが、このときは小藩も、ほとんどそのまま県となったが、4月11日に、大々的な県の廃合が行なわれ、多くの小県の廃合がなされたので、これも廃藩の継続とみなし、ここでは、4年7月と11月現在の藩校を、両方とも対象としてとりあげたことである。

以上のことを前提とした上で、この『資料』によると、廃藩以前243校あったものが、4年7月に廃止されたのが76校、11月に廃止されたのが99校で、計175校ある。残った学校のうち、県の管理に移され、県学もしくは、これに準ずる公立学校として存続したのが59校、私立として継続したものが9校、公私合わせて68校である。^{★★★}従って、廃藩以前、明治3年現在で243校あった地方の中等教育機関が、廃藩によって、その約38%に減少したことがわかる。しかも、県学として存続した公立学校も、すでに私たちが個別的に調査してきた広島県、山口県、長崎県、福岡県、新潟県、福井県、石川県、鹿児島県などの例でいえば、その名称こそ県学や公立とされていたが、維持費はすべて旧藩主の資金、あるいは旧藩士族の醸金、もしくは旧藩教官の醸金、場合によっては、富有な庶民の寄付によったものであったから、その他の地方でも、恐らくこれと同じような状態であったろうと思われる。それゆえ、廃藩に際して運よく廃止をまぬがれた学校も、実は資金面における、旧藩関係者の努力が、かくされていたのであった。しかし、旧藩関係者の努力の結果、県の管轄に入った学校も、藩校当時にくらべ衰微したのが普通であった。一例として福井明新館をみておこう。

明新館は維新以後、静岡藩の沼津兵学校に範をとり、福井藩大参事村田氏寿の努力で発展し、明治4年3月には、英語に英人ルシーを、理化学に米人グリフィスを雇い入れ、生徒800人の在籍する、当時有数の充実した学校であったが、やはり廃藩の打撃はまぬがれえなかった。廃藩後の経営は、旧藩以来の参事村田の努力と、旧藩以来の学校資金及び豪商中島某の寄付でまかなわれていた。この学校の衰微した有様を、明新館の後身である藤島高校の『百年史』^{★★★★}は、次のようにのべている。

★ 野田義夫著『明治教育史』育英社、明治43年12月刊。

★★ 文部省刊、明治23年刊。

★★★ 以上の数字は教育学研究科、博士課程海原徹氏をわずらわせて調査を願ったものである。

★★★★ 『藤島高校百年史』同校刊。昭和33年3月。

京都大學教育学部紀要 X

藩廃置県と共に、藩から県に移管された明新館は、名を福井中学と改称したが、昔日の情を止めぬまでに裏徴した。従来14名いた学校の幹部は4名に減じ、生徒数も少なくなって、藩主が東京に去ると、明新館の優秀な教師や生徒は仕官の道を求めて福井を去って行く。グリフィスは4年12月1日の日記に、「私の組はだんだん空になってくる。福井はもう封建侯の首府ではない。今は単なる内地の一市にすぎない」と。

そして、一般的に言えば、廃藩後、県学になった学校は、この福井の例からもわかるように、新県の参事が、旧藩士であった地方に多く、新県の参事が、中央から派遣された地方では、廃校になるところが多かったようである。

廃藩置県によって、全国の近代的統一を遂行した明治政府は、廃藩直後の4年7月18日、文部省を新設し、全国教育行政を統一的に推進して行く態度をあきらかにしたが、設立当時初の文部省が担った最大の課題は、いうまでもなく、全国的画一的な学制を制定することにあった。4年10月、文部省は布達第一号で、「今度学制改革致候ニ付テハ、従前府県等ニテ施行イタシ居候諸学校病院ハ勿論、其人員等別紙雛型之通取調当年中ニ当省へ差出可相成候事」と、学制制定のため、全国的な旧教育機関の基礎調査に乗り出すとともに、同年12月、学制取調掛を任命した。

「学制」が公布されたのは、周知のように明治5年8月3日であるが、それまでの文部省は、さきの方針に従い、4年8月、東京府下の中小学校を直轄にし、同年11月、府県学校を文部省の所管とする旨を達し、行政面でも「学制」公布の準備を進めてきたが、野田義夫が、「同年同月（4年7月）政府文部省をおき、教育事務を総判するに及んで、此等の学校（新県に引きつがれた旧藩の学校）は皆其監督を受くるに到りしも、創業の際未だ画一の法規を制定するに違あらず、姑らく旧藩以来区々の学制を継続せしめたり」とのべているように、新設の県学校に対しては、何ら統制を加えてはいなかった。

しかし、これは何処までも過渡的な処置であって、文部省の意図が、「学制」制定のあかつきには、諸県の学校を画一的に建てなおすことにあったのは、廃藩直後、広島県が藩校の処分に関して、同省の指令を求めたとき、「追テ学制相立候迄ハ先従ノ通心得云々」と命じていたことからもうかがえるだろう。

廃藩置県により、大きな打撃をうけた諸県の学校に対しては、このように過渡的な放任政策をとるだけで、何ら積極的な復興策をしめさなかった文部省も、東京府に向っては、積極的に小学校と、中等教育機関として洋学校を設立せしめ、次のように一般に入学を勧告していた。

開化日＝隆ク、文明月＝盛ニ人々其業ニ安ジ其家ヲ保ツ所以ノ者、各々其才能技芸ヲ生長スルニ由ル、是レ学校ノ設アル所以ニシテ人々学バザルヲ得ザル者ナリ。故ニ方今東南校ヲ始メ々ニ於テ学校相設ラレ教導ノ専事ヲ御入手有之ト雖モ、素限リ有ノ公費ヲ以テ限ナキノ人民ニ応ズベカラズ、依之先当府下ニ於テ共立ノ小学校並ニ洋学校ヲ開キ、華族ヨリ平民ニ至ル迄志願ノ者ハ学資ヲイレテ入学セシメ、子弟ヲ教導スル学科ノ順序ヲ定メ、各々其才芸ヲ生長シ文明ノ真境ニ入ラシメント欲ス。父兄タル者ハ此意ヲ体シ、別紙ノ簡条ヲ心得、其子弟ヲ入学セシム可キ也。

★★★★

- * 前掲『学制論考』所収。
- ** 前掲『明治教育史』。
- *** 前掲『学制論考』。
- **** 文部省布達無号『発達史』（巻一）所収。

この東京府洋学校の入学資格は、男子10才から20才までで、授業料は、月3両という高価なものであったから、華族は別としても、一般の士族、人民には、入学することが、経済的に困難であったと考えねばならない。文部省がこの期間に、中等教育機関として府県に設置せしめたのは、この一校だけであった。従って、明治4年7月から5年8月まで、中央の地方教育政策の空白期において、廃藩の打撃から教育を守り、漸次、その復興をはかろうと努力したのは、旧藩関係の当局者、及び士族の有志者たちであったことがわかるだろう。

Ⅱ 新中学の勃興期 —明治5年8月から12年まで—

1. 中央の中学校政策

「学制」が發布されたのは、明治5年8月3日であった。この「学制」の使命は、いうまでもなく、全國民に対し平等に、かつ組織的に画一的な国民教育を実施し、全國民の進学機会の均等を実現しようとするものであった。それゆえ、「学制」が、旧藩関係者の設立にかかる、いわば特権的性格をもつ士族子弟の教育機関を否定し、新たに國民の中等教育機関の創設を意図したのは当然のことであった。

「学制」によると中学校は、その第29章に次のように規定されていた。

中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ウル所ナリ。分テ上下二等トス。二等ノ外工業学校、商業学校、通舟学校、農業学校、諸民学校アリ、此外廢人学校アリ。

この規定であきらかなように、中学校の内容は「小学の上に位して直ちに大学に接続し、小学と大学との間に立ちて、最高等普通教育を授くる所であって、仏国のリセー、若しくは独逸のギムナジュームと同じ^{*}といわれる大学への進学予備校的なものと、後の中等実業学校、及び「生業ノ間学業ヲ授ケ」^{*}、「生業ヲ導カンガ為メ専ラ其業ヲ授ク」^{**}ことを目的とする諸民学校、「つまり定時制の普通課程および職業課程」をもふくむ幅の広いものであった。^{***}

この規定は、中学校の目的を多元的に把握した「大衆的な中等教育機関を構想した」^{****}ものだといえるし、「学制」第30章で、「当時中学ノ書器未ダ備ラズ、此際在来ノ書ニヨツテ之ヲ教ルモノ、或ハ学業ノ順序ヲ踏マズシテ洋語ヲ教エ、又ハ医術ヲ教ルモノヲ通ジテ変則中学校ト称スベシ」と規定し、第32章に「私宅ニアリテ、中学ノ教科ヲ教ルモノ教師タルヘキ証書ヲ得タルモノハ中学私塾トスル」と規定しているのも、文部省が中等教育の大衆化を志向していることをしめし、「学制」の中学校は、それ以前にも、それ以後にもみられない特色をもっていたと考えられる。

しかも、「学制」の中学校規程の特色は、こうした中学教育の多元性、大衆性にのみあったのではなかった。『発達史』の著者が、「学制」の中学校について、リセーやギムナジュームと同じだといながらも、「学制」の中学校と欧州の中等教育機関との決定的な相違を、「小学校を以

* 『発達史』（第一巻）。

** 「学制」第33章。

*** 宮原誠一著。『日本現代史大系』の「教育史」東洋経済新報、昭和38年2月。

**** 同上書。

て総ての教育の基礎とし、如何なる上級の学校に入らんとするものも必ず小学校を経由するの主義を取って居る」つまり、アメリカ的な単線型学校体系の上に、「学制」の中学校が位置づけられている点にみだしたように、全国民に進学の機会を与えるという特色をもっていた。このような特色は、「学制」を作成した人々の近代的な感覚をしめすものとして、注目していいだろう。

だから、この「学制」の理想からいえば、文部省が旧藩の伝統的な士庶別学の複線型教育制度を否定し、特権的な旧教育機関を廃止したことは、「学制」以後の中学校が、欧州のリセーなどのように、特権階級の教育機関として、新日本の教育制度に定着するのを防いだものであり、『発達史』の著者とともに「当局者に感謝すべきこと」だったかもしれない。だが、必ずしも感謝ばかりできないのは、当時の文部省が、国家当面の必要をみたす人材の急速な育成に忙殺されると共に、「学制施行に関する順序」に従って、義務教育の普及発達、師範教育の発達、女子教育の普及を、諸府県に緊急政策として指令したけれども、中学校については、既存の学校を、「学制」発布の日に一挙にその廃止を命じただけで、その後数年間、何らこの理想にもとづいて、積極的な建設にのり出さなかったからである。

明治5年8月3日、「学制」発布の日文部省は、旧藩教育機関一切の廃止を命じる次の布達を出した。

今般被仰出候旨モ有之教育之儀ハ今自尚又厚ク御手入可有之候処、従来府県ニ於テ取設候学校一途ナラズ、加之其内不都合之儀モ不少依テ一旦悉ク令廃止今般定メラレタル学制ニ随イテ其主義ヲ汲ミ更ニ学校設立可致候事。

この指令は、勿論中等教育機関にのみ適用されたものではなく、初等教育機関である郷校、寺子屋にいたるまで、すべてに廃止を命じたものであったが、問題は、その後文部省は、全国的に小学校、師範学校の設立に全力をそそぎ、この面では、新制度の学校がめざましい発展をみせたのに対し、中学校については、何ら積極的に奨励策をほどこさず、中学校はいわば、つぶされっぱなしになってしまったところにあった。

だが、この廃止令の出たときは、「学制」第102章の「当分外国教師アル学校ヲ保護スルノ費用ハ本省ヨリ直チニ之ヲ管理ス地方官其情状を具シテ本省ニ達スベシ」という規定に助けられて、外人教師をもつ少数の地方の中学校は、一応例外的な取扱いをうけた。しかし、文部省がこのように中学校に対し、二様の取り扱いをしたことは、あきらかに「学制」の中学校規程と矛盾する。つまり「学制」には、外人教師をもつ中学校の規定はなかったからである。そこで、文部省はまもなく、5年8月17日に、「外国教師ニテ教授スル上下二等ノ中学教則」という規程を制定し、その「教則」の一ヶ条に、「此二等ノ中学ヲ卒業シタルモノヲ専門大学ニ入ル事トス」と定め、「学制」に規定された中学校を単線型学校体系からはずしてしまったのである。このようにして、「学制」が発布されてから、10日余りのうちに、中学校は外人教師による進学を目的とする特別の学校と、一般の中学校との二種類に分けられることになった。

* 『発達史』（第一巻）。

では、文部省は、この「教則」の制定によって、従来から外人教師を雇っていた地方の中学校を保護し、地方における新教則の学校の充実をはかろうとしていたのであろうか。答は否である。文部省はこの種の学校の設立を地方に奨励したわけではなく、またこの種の中学校として、地方に新設された学校は、一つもなかった。文部省が、この新教則による中学校として構想していたのは、すべて既存の直轄学校であり、東京の南校と洋学校及び大阪の開成所、長崎の広運館の4校が、それぞれ第一大学区第一番中学、第二番中学（東京）、第四大学区第一番中学（大阪）、第六大学区第一番中学（長崎）と改称せられ、さしあたり、新教則の中学校として改組せられたのである。

このように直轄学校の特別な中学校への改組をおわると、文部省は再び「学制」の画一化政策の立場から、5年10月17日、地方における外人教師をもつ学校の廃止を命じてきた。

その布達は次のようなものであった。

旧藩以来引続キ外国教師雇入医学語学等中学ノ類相開キ、今日迄生徒教育致居候者不少此等之学校ハ旧藩県適宜ヲ以テ取設候儀ニ付、一方ニシテ教員ノ教師雇入成ハ一県ニシテ巨万ノ金ヲ費シ其不平不同申迄モ無之、然ルニ今般教育ノ法方ヲ確定シ生徒ノ成業ヲシテ務テ遠大ニ期セラルベキ御趣旨ニヨリ、学制御發行ニ相成候ニ付テハ教育上ニ於テ万事万般一範ニ歸シ、学校ノ規模教科ノ順序等ハ不及申随テ諸入費支給ノ道ニ於テモ成丈全国均一平分シ、彼ニ厚ク此ニ薄キノ類無之様不致候テハ不相成儀ニ候処、右従来ノ諸学校其儘差置候テハ偏重ノ弊難止教育広普ノ御趣旨不相貫旁不得止ノ次第ニ付、前書学校ノ儀一旦悉ク可相廃候……依テハ従前外国教師雇入置候学校有之府県ニ於テハ、左ノ処分可相心得候事。

一旧藩県以来其適宜ヲ以テ外国教師雇入置諸学校ノ義、今般悉皆相廃止候事。

一右外国教師条約期限中給料ノ儀ハ当省ヨリ可相渡事。

一右条約期限中地方見込ヲ以テ保護ノ道相立、或ハ人民私財ヲ以テ学費相弁引続教育致候儀ハ不苦、尤学科教則等ハ委細伺出候事。

この布達によって、「外国教師ニテ教授スル上下二等ノ中学」の存在を、地方に向って禁止した文部省は、同時にこの布達で、さきの官立中学校の構想を発展さし、中学教育を要求する子弟のために、「先以八大学区本部ニ於テ其区中人民ノ為外国教師ニテ教授スル中学各々一ヶ所可相興候」といい、この文部省直轄中学にのみ、大学への進学教育の機能を与えようという態度を、明確にしたのであった。このように文部省は、一方において中学校設立の必要を認めつつも、他方地方における既存のこの種の学校を、「学制」の画一化政策の犠牲に供し、地方中学校の自主的な発展の道を、制度的に封じてしまったのである。

地方の中学校にこうした犠牲を強要したにもかかわらず、文部省はこのときも、さきの東京、大阪、長崎の中学校のほか、新しい官立中学校を設立しなかっただけでなく、6年3月には突然、この計画を中止してしまった。それはほかでもない、6年3月に東京の第一番中学校を専門学校に昇格して開成学校と改称し、第二番中学を外国語専門学校に、大阪第一番中学校、及び長崎第一番中学校をも、それぞれ語学専門の開明学校、広運学校と改称したことである。これにつづいて、6年4月「学制」追加の「外国語学校規則」を制定して、「外国語ニ達スルヲ目的トシ、専門

★ 『発達史』（第一巻）。

学校ニ入ルモノ、或ハ通弁ヲ学バント欲スルモノヲ養成ス」と規定し、つづいて、7年3月、第二大学区本部の愛知、第四大学区本部の広島、第三大学区本部の新潟、第七大学区本部宮城に、各1校ずつ官立外国語学校を設置した。それとともに、7年4月、大阪開明学校、長崎広運学校を、いずれも外国語学校と改称し、合計7箇の官立外国語学校を設立して、外国教師による官立中学校の創設にかえ、これに進学教育の機能を与えた。文部省がこのように官立の外国語学校をもって、官立中学校にかえたことは、当時の専門教育がすべて外人教師によって教えられ、専門学校程度の高等教育を受けるには、すぐれた語学能力を不可欠としたことにもとづく。これらの外国語学校は、上下各六等に分かれ、年限は6ケ年であった。

文部省が、このように官立中学校設置計画を廃止して、官立外国語学校の設立を実施したのにもなつて、明治6年頃より、地方で、盛んに設立された公立、私立の外国語学校も、6年4月の規程に従い、制度的には、これら官立外国語学校への進学的教育機能を果たすようになった。このような事情から、「外国教師ニテ教授スル上下二等ノ中学教則」による中学校の設立を否定された地方では、中学校は進学教育の機能を、失ってしまうことになったのである。このとき以後、制度的には、明治14年7月「中学校教則大綱」が發布されるまで、事実上は、19年の「中学校令」が出るまで、地方の中学校は、町田が「修業年限も一定の年限が定められずして、出来上った者、又は都合のある者は直ちに勝手に退学して、或は官吏となり、或はは小学校教員となり、或は新聞記者となり、或は東都に出て夫々自己に適當なる専門学校に入学した」といったように、地方における、官吏や教員、ときには政治家や新聞記者になるような地方的知識人の養成を、その任務とするようになり、進学希望者は、外国語を主とする東京の私立学校に入学するようになったのである。

これまでみてきたように、文部省は「学制」發布以来、一貫して地方の中学校に対して、画一化政策をとり、地方におけるすぐれた中等教育の助成をなさず、中等教育から高等教育へと自主的に発展する道を抑圧してきた。

だが、これについて、一概に文部省のみを責めるのは酷であるかもしれない。というのは、「学制」の中学校は、「単に一般の土分に限らず、広く一般人民の為に就学の道を開きたれども、爾来学に就くものは、実際に於て土族の子弟は生徒の多数を占めたり」といわれる明治5、6年の時期において、一般民衆が、自分たちのために中学校の必要性を自覚することは、ほとんどなかったからである。しかし、廃藩置県と地租改正によって、政治的にも、経済的にも、その特権を剥奪されつつあった当時の土族は、もはや昔日の支配者ではなく、庶民と等しく近代的な国民に変貌しようとし、さきへのべたように、すでに旧藩のときでさえ、教育の機会均等をめざす単線型教育制度への改革意識にめざめた藩があったほどである。

このような時期に、「学制」の課題からみて、当面の急務ではなかったとはいえ、たんに旧藩

* 明治6年4月、大学区は8大学区から7大学区に改められ、広島が第四に、新潟が第三になった。

** 前掲『明治国民教育史』。

*** 前掲『明治教育史』。

関係者の教育機関を廃止するにとどまらず、これら旧藩関係の教育機関自体の内部に、はぐくま
れつつあった国民的中等教育機関への契機を発展させ、やがて、完全な国民的中等教育機関へと
脱皮させることが、むしろ、当時の文部省のとるべき策ではなかっただろうか。事実、文部省の
なかにあっても、たとえば学監ダヴィット・マレーは、明治6年12月の「**申報**」において、次の
ように当局者の方針を批判していた。

日本ノ教育ニ於ケル既ニ従来ノ知識、従来ノ学問アレバ、今ヨリ将来ノ教育ヲ立ルモノ亦之ヲ階梯ニシ
テ進マシムルニ如カズ。抑教育ハ漸ヲ以テナルモノニシテ唯時勢ト人民ノ氣質トニ関係スルガ故ニ将来ノ
教育ヲ立テル前ニ事ヲ廃止スルハ思慮ナシト云ウベシ。

また西村茂樹も、少し後のことであるが、明治14年の「中学校教則大綱」が、地方の中学校に
与えた教則の画一化について、愛媛県を巡視したとき、次のように批判していた。

県下中学校ハ学科ノ高低学期ノ長短其不同ナルヲ以テ県庁ニ於テ其教則ヲ改正シ何レモ一定ノ規則ニ従
ハシメントス。其意ハ極メテ美ナレドモ其功ヲ奏スルハ極メテ難キ事ナルベシ。蓋シ中学校ノ在ル所ハ皆
旧時藩治ノ在リシ所ニシテ、其地勢、風俗、生業皆各々同ジカラス、然ルヲ何レノ土地ニモ能ク適応スル
ノ教則ヲ定メントスル事ハ決シテ容易ノ事ニアラズ。其人民、職業ト学校ノ教育ト相背馳スルハ、目今全
国ノ通患ニシテ若シ中学校ノ教育其宜シキヲ失ウトキハ、社会上無用ノ人ヲ造リ出スノ恐ナキ事能ハズ
以テ非常ノ難事ト云フベシ。

旧藩関係の士族中学校を整理の対象として、その政策を展開してきた文部省も、明治7、8年
以後、新小学校の卒業生がようやく増加し、マレーも7年の「**申報**」で、「地方小学生中大ニ進
歩セシモノアリ、**■**テ速ニ中学校ヲ起シ生徒ヲシテ之ニ入学セシメ、以テ其学業ヲ進歩セシムベ
シ」といったような状況に直面し、中等教育機関の増設を考慮せざるをえないようになる。

だが、この時点でも、文部省は、「今ヨリ宜シク各府県ニ於テ更ニ中学ヲ開キ為ニ向学ノ路線
ヲ洞通シ、以テ益々人知ヲ誘導シテ駿々上達ノ域ニ赴カシムベキナリ」と、その必要を地方当
局に訴え、明治9年には「現今此輩(小学卒業生)ノ就テ学ブベキモノハ一、二ノ師範学校ニ非ザ
レバ則些ノ外国語学校アルニ過ギザルノミ、其学地範囲ノ狭少ナル已ニ此ノ如シ」と、地方にお
ける中学校の過少性を認めながらも、次のような理由で、積極的な設立政策を展開せず、依然と
して、これを地方官や私人の教育活動に一任するにとどまっていた。

中学ハ稍高等ナル普通学科ヲ教授センガ為ニ設立スルモノニシテ、夫ノ小学ノ学令児童ニオケルガ如ク
施政者ノ督励ヲ勞シ、勉テ就学セシムルノ主義ニアラズ、又必シモ小学校卒業ノ生徒ヲ悉ク従事セシムル
ノ主義ニアラズ。

この間にあって、文部省の実施した旧中学校の廃止、あるいは画一化、均一化政策の打撃にも
屈せず、地方においては、主として旧藩士族の教育意欲に支えられて、「学制」による新中学校
が続々と設立されていった。次に地方における新中学校の状況を、ごく大ざっぱに概観してみよ

★ 『文部省第一年報』明治6年刊。

★★ 『文部省第十年報』明治15年刊。

★★★ 『文部省第二年報』明治7年刊。

★★★★ 同上。

★★★★★ 『文部省第四年報』明治9年刊。

★★★★★ 『文部省第三年報』明治8年刊。

う。

2. 地方における中学校の状況

まずはじめに、明治5年10月17日の布達が、地方の外人教師をもつ中学校に対して、どのような影響を与えたか、という点からみて行きたい。一般的にいうと、この布達は、地方に対して実質的には、大きな打撃を与えなかった。というのは、この布達によって廃止された公立中学校で、はっきりしているのは、米沢の県学興議館だけであり、これも間もなく私立の外国語学校に再生しているように、地方では、いろいろな使法が用意されていたからである。

その上、この布達が出された直後に、外人教師の契約満期をむかえた学校は、ほとんどなく、大部分の学校は、将来の廃止を約束されつつも、7、8年頃まで、文部省の外人教師に対する給料の支給をえて存続した。だが、この場合には、延長はみとめられず、たとえば、福井中学校の理科教師ワイコフの契約期限が、7年7月に満期になったとき、校長小林有作は、地方における理化教育の振興のため、契約延期を文部省に切々と訴えたが、許されていなかった。

文部省からの支給が切れ、公立学校として契約延期のできない場合には、旧藩主や有志士族の資金により、私立中学校に転換し、その中学校の校長の個人的な雇用という形で契約をむすび、その期限を延長したところもある。たとえば鹿児島県がこれであった。あるいはまた、[★]県が文部省の意を体して廃学にふみきった地方では、明治6年4月の「外国語学校規則」によって、米沢のように、旧藩主の資金による私立の外国語学校に転化したところもあった。また青森県の東奥義塾も、5年8月の廃止令によって県の管轄をはなれたが、旧藩有志者の資金で、外人教師を雇い、私立外国語学校になっていた。この状況を全国的にみると、明治5年度に関しては、資料がないので不明だが、この布達が効果をあらわしてくる明治6年度、7年度では、次の表のとおり

学 校	中 学 校		外 国 語 学 校		
	公 立	私 立	公 立	私 立	
6 年 度	堺 県 1 福岡 県 1	敦 賀 県 1 三 瀨 県 1 鹿 児 島 県 1	京 都 府 4 石 川 県 1 白 川 県 1 新 潟 県 1	東 京 府 7 大 阪 府 1 堺 県 1 神 奈 川 県 1 滋 賀 県 1	高 知 県 1 置 賜 県 1 青 森 県 2
7 年 度	堺 県 1 福 島 県 1 鹿 児 島 県 1	敦 賀 県 1 三 瀨 県 1	京 都 府 4 石 川 県 1 白 川 県 1 新 潟 県 1	東 京 府 7 大 阪 府 1 堺 県 1 神 奈 川 県 1 滋 賀 県 1 高 知 県 1 置 賜 県 1	青 森 県 2 静 岡 県 2 岐 阜 県 1 渡 会 県 1 浜 松 県 1 米 沢 県 1

★ 四回生越井和子氏の調査による。

★★ この表は教育学研究科博士課程石附実氏をわずらわし「文部省第一年報」及び「文部省第二年報」の各府県制年報の記事によって作成してもらったものを、「文部省第二年報」の附録「外国語学校一覧表」によって補足したものである。数字は校数を示す。

本山：明治前期の中学校

である。

この表でもわかるように、外人教師の契約期限が切れはじめる7年度に、私立外国語学校のふえるのは、各地方の旧藩関係者たちが、それらの学校を維持存続させようと努力したことをしめすものである。

では、次に外人教師をもつ学校も、そうでない中等学校もふくめた一般的な状況は、どのようなものだったのだろうか。いまその増加の状態を、公私立の中学校と外国語学校について、明治6年から12年までの学校数によって表示してみよう。ここに外国語学校をふくめるのは、明治6年以後、各地方で外国語学校が増加し、中学校とならんで中等教育を担当していたからである。

年 度	中 学 校		外 国 語 学 校	
	公 立	私 立	公 立	私 立
6	3校	17校	8校	48校
7	11校	21校	8校	74校
8	11校	105校	8校	86校
9	18校	183校	6校	77校
10	31校	358校	5校	21校
11	65校	514校	ナシ	ナシ
12	107校	677校	ナシ	ナシ

中学校について、この表から気をつくことは、明治8年以後中学校の増加が、急カーブをえがいていること、及び明治12年度における公立中学校の倍増の現象である。

まず、明治8年以後の現象についていえば、『文部省第三年報』^{★★}が、義務教育段階について「8年ニ至テハ学校略備ワリ就学スベキ者ハ既ニ就学シ、然ラザルモノハ各般ノ情状アリテ、就学シヤスカラサルノ徒タルヲ以テナリ」とのべているように、8年には、「学制」実施の第一歩である啓蒙的就学強制政策が一応終了、この年以後の小学校卒業生には、士族のほかに、一般人民の子弟のなかからも、中学校への進学希望者があらわれてきたからであろう。このことを側面から裏づけるものとして、次のような事柄が考えられる。

つまり、明治6、7年には、東京府を別として、中学校をもつ府県のなかから上位の五県をあげれば、広島5校、岐阜4校、石川3校、高知、岡山各2校と、それぞれ旧大藩を構成単位とする県であったのだが、明治12年になると、上位の5県は、岡山県47校、大阪府46校、広島県42校、千葉県44校、栃木県22校となり、6位に堺県21校がはずくようになってきたことである。^{★★★}12年度でも、広島、岡山など、やはり旧大藩をもつ諸県の優位はかわらないが、第2位の大阪府や、第6位の堺県など旧天領を主たる構成単位としているところも、栃木、千葉の両県のように、1、2の中藩を除いて、ほとんど1、2万石の小藩と、天領からなっている士族子弟の少ない地方も、

★ 上の表は「文部省第二年報」、「文部省第三年報」、「文部省第四年報」及び、桜井役著『中学校教育史稿』より作成。

★★ 明治8年刊。

★★★ この数字は何れも公立、私立を合計した数字である。

上位に進出しているのがめだっている。これをみても、8、9年以後の中学校の設立には、旧藩士族以外の努力がこれに加わっていることが推測されよう。だが、この時期においては、まだ中学校設立の主体が、一般人民であったというよりも、一般人民の子弟から、小学校卒業者が、増加してきたのに対処しようとする府県当局者が、その主体であつと考えられる。

府県当局者が、中学校設立に努力しはじめる傾向が強くなってくると、彼らは、公立中学校を特設するよりも、既設の師範学校や小学教員伝習所など、公立の教員養成機関に中学校を併設するようになる。いま『中学教育史稿』から、明治8年以後12年までに、師範学校に併設した中学校か、もしくは師範学校から中学校にかわつた学校を拾ろえば、次の学校が、数えられる。

明善中学（小倉県）、中学伝習館（福岡県）、熊本中学、秋田中学、高知中学、横浜中学、千葉中学、静岡中学、松本中学、徳島中学、浜松中学、栃木中学、福山中学、垂山中学（静岡県）、福岡中学、岡山中学、埼玉中学、郡山中学、松江中学、高松中学、致遠中学（石川県）、彦根中学などが、それである。これらの諸県では、乏しい地方財政のなかで、中学校を設立すべく、かかる便法をとつたのであつた。以上は一例にすぎないが、この時期以後13、14年頃まで、地方における公立中学校には、こうして設立された学校が多かつたようである。

しかし、一般人民の子弟のために、士族の手をはなれて、中学校がつくられる傾向があらわれてきたといつても、この時期の中学校設立主体の主流は、まだ何といつても士族であり、とくに「学制」の画一化政策による打撃から立ち直つた、6、7年頃の中学校は、ほとんど旧藩関係者の手になる学校であつた。すでに私たちがこの時期について調べた学校だけでも、次の中学校は士族によって設立されたものである。

旧藩主の資金による中学校及び外国語学校は、米沢中学、米沢外国語学校、福井中学校、東奥義塾（青森県）、鹿島中学（佐賀県）、篠山中学（兵庫県）、中学明善校（小倉県）、彦根中学校（滋賀県）、山口中学校及び萩分校、長岡中学校（新潟県）、巖原准中学（長崎県）、島原変則中学（長崎県）、鹿児島中学、浅野学校（広島）があり、旧藩士族の贖金、または独力によるものに、沼津中学、致遠中学、土浦中学、福山中学、西条中学、村上学校（新潟県）、高田中学、新発田中学、加治木中学校、白鳥学校（広島）、開成舎（広島）などがある。このうち、村上学校は、士族の殖産興業の利益金によって経営されている。そのほか、士族の政治結社の教育機関として出発し、中学校にまで発展したもの10年代にでてくるが、高知県の立志学舎（自由党）や静儉学舎（静儉社）、熊本県の済々★★（紫溟会）などがあつた。

次に明治12年度、公立中学校の倍増現象についていえば、明治11年頃から「学制」の干渉主義に対して、修正を加えてきた文部省が、従来「学制」によって規定されていた中学校及び外国語学校の教則を、11年5月14日にいたつて一括廃止し、ついで同年9月10日、「公立学校開設ノ儀

★ 桜井役著前掲書。受験研究社増進堂刊、昭和17年1月。

★★ 済々★★については、『学部紀要』第6号に、「明治時代における国家主義教育の源流」という題で調べたことがある。

本山：明治前期の中学校

是迄文部省へ伺出候処、自今不及其儀、地方官ニ於テ可取計、但公立学校教則及府県ニ於テ編成セル管内学事規則ノ儀ハ文部省へ可伺出、此旨相違候事[★]という布達を出し、中学校の資格認定を、地方官の裁量にゆだねた結果、府県において、公立中学の設立が容易になったためである。

以上がこの表からうかがえる中学校発達の現象についてであるが、外国語学校に関していえば、次のことがらに気がつくであろう。

それは外国語学校が、中学校とは逆に、明治9年以後減少してくることである。10年の急激な減少は、この年、官立外国語学校が、西南戦争による国家財政の窮乏の犠牲となって、一斉に廃止されたため、一般の外国語学校が、進学目標を失ったことと、外国語学校が「漸次和漢文等緊要なる学科を加設し、稍中学校の性質をおぶるにいたる^{★★}」のがこの時期であり、この二つの条件が重なって、地方当局は学校の整理を試み、統計上中学校の部類に多くの外国語学校を算入したことが直接的な原因であろう。しかし、より深い原因は、当時中等教育を要求した地方の人たちが、専門教育を深めるための進学を目的とする外国語学校よりも、地方的知識人、指導者の育成を目的とする一般中学校を望んでいたところあった。さきにのべたように進学希望者は、当時すでに地方で学ぶよりも上京して学ぶことを望んでいたのである。このことを示す地方側の史料は少ないが、地方の意向を代弁するものとして、たとえば、明治7年2月長崎外国語学校を視察したダヴィット・マレーの次の申報がある。「校長余輩ニ告ゲテ曰ク、外国語ヲ学ビ、外国ノ学術ヲ研究セント欲スルモノ此近地ニ其数甚少トシ……余ヲ以テ之ヲ考ウレバ、其根源ハ人民皆雇用ノ教員ヲ信從スル事ウスキガ故ナルベシ。若シ人民ノ希望ハ英語ヲ学ブヨリモ、日本語ヲ学ンデ日本語ニテ高等ノ教育ヲ受ントスルニアラバ、既ニ某ノ学区内ニ於テハ中学教育ノ学校ヲ設立スルノ時至レリヤ否ヤヲ思考スベシ^{★★★}」このような深い原因があったからこそ、さきの直接的原因によって急速に表面化し、外国語学校の減少となったのであろう。

また、11年度、12年度に外国語学校が全くそのかげをひそめているのは、上にべた10年当時の条件に加えて、さきにみた11年度における文部省の一連の処置により、学校の資格認定の自由をえた各地方当局は、それぞれの実情に応じて地方人民の希望を察し、程度の高いものを専門学校に、一般の学校は、これを中学校の部類に編入したからであった。それゆえ、外国語学校は、10年以後、いわば中央の教育政策にあきたらない地方の教育要求にそいつつ中学校に吸収されたといえるだろう。

このように各府県によって中学校資格が自由に認定されるにいたった結果、12年度の中学校は、『文部省第七年報』によれば、次のような多様性をもつことになったのである。

中学校ニ公立ト私立トノ二種アリテ、其公立ニ係ルモノハ府県直接ノ管理ニ属スルヲ以テ其教科随イテ完備ナルモノ多シト雖モ、其程度ノ如キハ亦稍高低ナキ事能ハズ、特ニ私立ニ属スルモノニ至リテハ、全

★ 『発達史』（巻一）。

★★ 『明治教育史』。

★★★ 『発達史』（巻二）。

★★★★ 明治12年刊。

国ヲ通ジテ数ケノ学校ヲ除ク外、其程度教則甚ダ甲乙アリ。其科目モ亦一様ナラズシテ、或ハ僅ニ漢学数学等ノ一、二科ヲ以テ編成セル学科ナキニ非ズ。是レ私立学校ノ教則ハ人民各自ノ撰定ニ任センニ因ル所ナリ、而シテ公立中学校ト雖モ其教規ニ至リテハ、各地方ノ便宜ニ■リテ斟酌編制セルヲ以テ、其学期ノ定限ノ如キモ亦各々均シカラズシテ、其最モ長キモノハ6年ト為シ、其最モ短キモノハ2年ト為シ、其間或ハ2年半、或ハ3年、或ハ4年、5年ト為スモノアリ、斯ノ如ク各地各校学期ノ長短アル所以ノモノハ他ナン、此等ノ中学ハ必ズシテ大学ニ登ルノ階梯タルニ非ズシテ、各自其目的トスル所ノ趣意ヲ殊ニスレバナリ。

以上のように、この時期における地方の中学校は、文部省の消極的な画一化政策を乗り越えて発展した。「学制」発布の後、7、8年頃までは、主として旧藩主、旧藩士族有志者が、新中学校設立運動をおし進め、「学制」の理想が社会にひろがり、小学校卒業者が増加しはじめる9年以後、一般人民の子弟のために、府県当局が、この運動に参加せざるをえなくなってくる。やがて、明治11年、郡区町村編制法、府県会規則、地方税制のいわゆる地方三新法が制定され、地方自治制度が創設されるとともに、13、4年頃から、府県会、町村会を通じて地域社会の一般人民の意向も、この運動に反映するようになる。こうして、地方の中学校設立運動は、士族から地方官庁へ、さらに地方自治体へとひろがりながら、士族の特権の中学校から、国民の中学校へと発展する。明治12年は、まさにこの運動の最盛期を迎えたわけである。12年度の中学校が、多様性を持ち、かなり自由に設立主体の教育目標を反映していたことは、まぎれもなく、当時の中学校設立運動が、国家の教育政策と直接かかわりあうことなく、広汎に進められたことを物語るものであった。

Ⅱ 新中学校の整理期 —明治13年から19年まで—

1. 中央の中学校政策

明治12年まで、「学制」の新中学校として、自主的に発展してきた地方の中学校も、明治13年以後、今度は旧教育機関に対してではなく、新中学校自体に対する文部省の画一化政策のため、あたかも「学制」によって、旧藩関係の教育機関がたどったのと、同じ道をたどるようになる。つまり、明治10年代に入って、中等教育機関は、海後氏が「教育令の公布せられた時には、初等教育機関の設置は既に一段落を告げていた。……次第に小学校を修了した生徒が、更に高上の学を修めたい希望をもつようになり、中等以上の諸学校を、如何に構成すべきかに問題の中心が移りつつあった」というように、文部省によって整理や系統化の対象にされてきたからである。

明治12年9月の「教育令」、13年12月の「改正教育令」は、直接、中等学校の制度化を目的とした処置ではなかったが、結果的には、中学校の整理統合に大きな役割を果たしたし、14年7月の「中学校教則大綱」、17年1月の「中学校通則」、19年4月の「中学校令」は、何れも直接、中学校を対象として、その形式、内容、設備について一定の基準を押しつけようとするものであった。以下、「教育令」、「大綱」、「通則」、「中学校令」について、若干のべておこう。

★ 前掲『日本近代学校史』。

本山：明治前期の中学校

まず「教育令」は、普通に自由教育令といわれ、「学制」が全国の学校制度を画一的に形成しようとするものだったのに対し、地方自治体に学校設立に関する自由をあたえ、中等教育は府県当局に、義務教育は町村当局に一任して、地方の実情に応じた学校の建設を、その方針とするものであった。だが、この「教育令」が、府県に対し、中学校設立の自由を与えたまさにその自由のために、府県当局は、まえにみた「学制」の下における設立の自由とは逆に、大幅に中学校の整理を断行することができ、設立のための自由は、整理のための自由に転用された。

というのは、「教育令」の中学校は、その第4章に「中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス」と規定せられるのみで、修学年限、学科目については、何の規則も定められず、ただ漠然と、その高度化が要求されたにすぎなかった。この点、「学制」の中学校が、かなり幅広い多面的な教育活動を許され、かつ変則中学や中学私塾、あるいは定時制的諸民学校など、大衆的中等教育機関の性格をもち、とくに明治5年10月以後、外人教師をもたない一般の中学校が、進学教育の機能を失ない、教科内容の高度化を要求されることが少なかったのとちがい、「教育令」では、「高等ナル普通教育」が、中学校に求められたにもかかわらず、その内容がしめされていないただけに、地方当局者の行きすぎが行われやすかったからである。このように「教育令」によって、地方の中学校は、文部省による直接的な規制をうける以前に、府県当局により、まず整理されることになったが、その結果は、さしあたり、私立中学校の大幅な減少となってあらわれた。

明治13年12年の「改正教育令」は、中学校の規程については、「教育令」と何ら変わらず、依然として地方当局の自由にゆだねていたが、次の点で、「教育令」とちがっていた。それは当時の地方政治にみられる地方当局と地方議会の政治的対立が、教育に波及することを恐れた文部省が、「府県会起リテヨリ、往々之（中学校）ヲ無用視シ、動モスレバ廃止セントスルニ傾クノ勢アリ、……是今回本条ヲ設ケテ予メ其損害ヲ未然ニ杜ガントスル所以ナリ」という理由で、第50条に「各府県ハ土地ノ情況ニ随イテ中学校ヲ設置シ、又専門学校、農学校、商業学校、職工学校ヲ設置スベシ」という1ヶ条を新たに設けたことであった。この条項は、必ずしも府県に中等教育機関の設立を強制したものではなかったけれど、文部省が、地方に中等学校の設立を奨励した最初の訓令であったことは注目していいだろう。

明治14年7月の「中学校教則大綱」は、中学校の目的を、具体的に明らかにし、学科及び程度を規定し、授業時間数の基準をしめすなど、文部省が新中学校を学校制度全体のなかに位置づけ、系統化を試みるため、積極的に中学校の整理をねらって打った最初の手段であった。

この「大綱」にもとづき、地方では、中学校規則の制定を義務づけられ、その結果私立中学校はさらに淘汰され、またまえにのべたような西村茂樹の批判を生んだ画一化が進行した。「大綱」によれば、中学校の目的は、その第一条に、「高等ノ普通学科ヲ授クル所ニシテ中人以上ノ業

★ 『発達史』（第一巻）。

務ニ就クガ為メ、又ハ高等ノ学校ニ入ルガ為メニ必須ノ学科ヲ授クルモノトス」と規定されていた。これによって、明治5年10月以来、制度的には全く失なわれていた一般中学校の進学教育の機能が、再び制度上復活することになり、第2条以下、中学校がその役割を果たすにふわしい内容が定められることになる。

第2条で、中学校は初等、高等の二級に分けられ、それぞれの学科が定められた。勿論、初等科のみの中学校も、実際には認められていたが、初等科の科目といっても、それは修身、和漢文、英語、算術、代数、幾何、地理、歴史、生理、動物、植物、物理、化学、経済、記簿、習字、図画及び唱歌、体操というように充実し、地方の必要に応じて多少の斟酌は許されていたにせよ、従来のように2、3、の学科構成で、中学校をつくることができなくなり、その上、地方にとってはそれらの学科を担当する教員の入手が、経済的に困難となったから、打撃を受けたところも多かった。

「大綱」が意図したのは、これだけではなかった。14年の『文部省第九年報』は、「大綱」の中学校の教育目的を説明して、「(中学校の生徒は)何レモ皆中人以上即チ国家ノ支柱タルベキノ人士ナレバ、教育ノ化及スル所、其影響甚大ナラズヤ。然レバ之ヲ小ニシテハ一家ノ斉治、之ヲ大ニシテハ一國ノ富強其源頭ハ皆此学ヨリ来ラザルナキコト問ワズシテ知ルベシ」といったように、「大綱」によって、中学校の目的は、地方が要求する人材よりも、国家が必要とする人材の養成へと転換し、いままでの中学校が担っていた地方の人材の育成という役割は、「教育令」で新たに設けられた各種学校の任務になった。この中堅国民の養成という中学校の使命は、17年1月の「中学校通則」で、さらにはっきりさせられる。

「中学校通則」は「大綱」よりも、さらにいくつかの点で、中学校の資格を厳格に限定し、その内容の充実をはかるとともに、その第1条で、「中学校ハ此通則ニ遵イテ之ヲ設置シ、中人以ノ業務ニ就ク者、若シクハ高等ノ学校ニ入ル者ノ為メニ忠孝彝倫ノ道ヲ本トシテ高等ノ普通学科ヲ授クベキモノトス」と規定し、国民教育の場である小学校では、すでに14年度から実施されていた修身第一主義を、中学校に及ぼそうとしていた。このことは、「単に中人以上」のために、高等普通教育を行なうだけでなく、「将来国民の中堅を作るべき中流以上の人士に国民思想を鼓吹せんとしたるなり」といわれるように、中堅国民の道徳的統一を意図したもので、ここに、従来の教則や規則にみられない「通則」の特色があった。この規定は、いわば中学校が地方のための学校ではなく、国家のための学校であることを、あらためて地方人民に宣言したものであった。

「通則」は、このように中学校の目的を明確にするとともに、次のような厳格な資格を中学校に要求していた。その(1)は、中学校の教員構成は、少なくとも三人の中学師範科卒業者、または大学卒業者でなければならないこと。その(2)は、教材として「教科上必須ノ図書及博物、物理、化学ノ器械標本類」を確実にそろえること。その(3)は、学校の設備は、一般の教場のほか、「物

★ 『明治教育史』。

本山：明治前期の中学校

理化学ノ試験室，体操場及生徒ノ控所，職員ノ詰所」を設けなければならないこと，などがそれである。このような教員構成や教材，設備の充実は，当時の地方の経済力を上廻るものであり，小学卒業生の増加にともなう，地方人民の必要をみたすべき中学校の増設を，きわめて困難にするものであった。

しかも，文部省は，これらの条件をたんに基準として示していただけてだけでなく，「通則」の第7条で，「中学校ノ経費トシテ供給スベキ金額ハ，前条々ノ準備ヲ弁ズルニ足ルベキモノトス」と，地方当局に，その実行を命じていたから，この資格を無視して中学校を設立することは，地方にとって，もはや許されなかったと考えられる。

以上みてきたように，「教育令」以後，中学校の資格を高度化し，かつ具体的に厳格化しつつ，地方中学校に対して画一的に限定を加えてきた文部省は，明治19年，森文部大臣のときにいたって「中学校令」を発令し，各府県の中学校数を制限したのである。

「中学校令」はいうまでもなく，敗戦以前の日本の近代的学校制度の根本ともいべき四つの学校系統，つまり大学，師範学校，中学校，小学校系統のなかの重要な一系統であり，文部省は他の学校系統に関する命令，すなわち大学令，師範学校令，小学校令とともに，各学校制度を全国的に統轄しようとして，「中学校令」を發布した。

この「中学校令」によって，中学校は文部省直轄の高等中学校と，府県管轄の尋常中学校に分けられ，尋常中学校の進学系統が確立するとともに，尋常中学校のより一層の充実性が要求せられた。そして，この要求をみたすために，「中学校令」は，その第6条で，「尋常中学校ハ各府県ニ於テ便宜之ヲ設立スルコトヲ得，但其地方税ノ支弁又ハ補助ニ係ルモノハ，各府県一箇所ニ限ルベシ」と，地方における自主的な中学校の設立を制限し，地方中学校の整理を断行した。これは地方中学校にとって大きな打撃であった。それだけでなく，明治14年頃から地方税による中学校の不足を補い，地方人民の教育意欲をみたしてきた町村立の中学校も，「尋常中学校ハ区町村費ヲ以テ設置スルコトヲ得ズ」という第9条によって，19年，20年の間にすべて廃止されざるをえなかった。ここにおいて文部省は，10年代の課題である中学校の系統化，画一化を目標とする地方の自主性，自発性に支えられた「学制」の新中学校に対する整理を完了したのであった。

では，こうした中央の整理政策が遂行されつつあった時期において，地方の中学校の実情はどうであっただろうか。次にその状況を概観することにしよう。

2. 地方における中学校の状況

はじめに，この時期における中学校数の増減を表でしめせば，次のようになる。この表から気がつくことは，(1) 13年度における私立学校の激減と，公立学校の増加。(2) 14年度の「大綱」にもかかわらず，公立中学校が，14年，15年，16年と毎年増加していること。(3) 17年の「通則」によって，17年，18年と公立学校が大きく減少していること，などである。以下この三点について概観したい。

京都大学教育学部紀要 X

年	公立中学校			私立中学校	計
12	107			677	784
13	137			50	187
	(府県立) (町村立) (合計)				
14	88	70	158	14	172
15	79	84	163	9	172
16	75	91	166	6	172
17	76	54	130	2	132
18	70	34	104	2	106
19	48	6	54	2	56
20	43	0	43	5	48

(1) 私立学校の減少については、『文部省第八年報』は次のようにのべている。

蓋シ中学ハ教育令第4条ニ於テ、其資格ヲ確定セシニ由リ、従前教授科目等ノ完備セザルモ其程度ノ稍高等ニ位スルモノニシテ、仮ニ中学校ニ計入セシ私立学校ノ如キハ、概ネ皆中学ノ正格ニ合セザルヲ以テ、其主眼ノ学科ニ由リ、之ヲ査別シテ各種学校ノ部ニ計入セリ。是ヲ以テ彼ノ600数10個ノ私立中学校ハ本年ニ至リ全ク廃滅ニ属セシモノニ非ザル事ヲ知ル可シ。

これによれば、中学校の認定を一任された府県当局が、従来中学校として認めていた私立学校を、各種学校として文部省に報告したことがわかるのであるが、同年の府県別年報から、多くの私立学校を廃止した次の表にかかげた5県を調べれば、それらの諸県では、各種学校が、廃止された中学校と、ほぼ同数、もしくはより以上数え

地方	年		各種学校
	12年	13年	
東京	317	1	433
岡山	45	0	73
千葉	43	4	42
広島	38	2	64
大阪	34	2	225

られているので、この整理によって、中等教育そのものが、実質的に打撃をうけたのでないことが理解されよう。だが、この整理の断行は、「教育令」の下では、「学制」の大衆的中等教育機関としての中学校の存在が許されなくなったことを物語るものであった。

上述のような意味をもつ私立中学校の減少とは別に、この年には公立中学校が30校ふえているが、これは8、9年以来引きつづき小学校卒業生が増加し、各地方当局が、これに対処せざるをえなかったことを示している。このことは、同年の「茨城県年報」が、「爰ニ小学校ノ設ケ殆ド普治シ、生徒ノ業ハ駸々トシテ進歩シ加之学令ヲ超ニ篤志俊才ノ者少カラズ、是中学ヲ設クルノ一要務」とのべ、「高知県年報」が「現実小学卒業生徒ノ続々相踵グラ以テ、漸次昌盛ニ趨クノ勢アリ」といい、当時まだ公立中学校をもっていなかった埼玉県でさえ、「夫方今小学曰ニ盛ニ

* 以上の表は各年次の『文部省年報』と、欠けているところは『中学校教育史稿』により作成。
 ** 上の表は、『文部省第七年報』、『文部省第八年報』より作成。各種学校が廃止された中学より多いのは、既存の手芸学校、裁縫学校、習字塾などが数えられているからである。
 *** 『文部省第八年報』所収。
 **** 同上所収。

本山：明治前期の中学校

シテ学校僻陬ニ遍ク、其卒業スル者陸續相踵グ、而シテ中学未ダ興ラズ、其徒ヲシテ半途廃学セシム……是誠ニ教育ノ欠典トナス、故ニ教育ヲ振起セント欲セバ中学ヲ盛ナラシムルヲ以テ急務ト為サザルヲ得ズ」といっているとおりでである。12年、13年頃の公立中学校の増加は、こうした県当局の中学校設立意欲の向上によるのであるが、私立中学校のなかには、広島県の土井善衛門の学校のように、純然たる一平民の手になる中学校のでてきたことも、注目に値するだろう。

(2) この14年の158校、15年の163校、16年の166校という公立中学校の増加は、「大綱」が、何らの規制力をもたなかったからではなく、「大綱」の規制力の下における増加であることに注目したい。というのは、各年の増加数が何れも前年の増加数にくらべて減少していること、このことは、中学校の設立が、毎年困難さを加えていったことを推測させるし、私立学校の絶対数の減少は、私立学校が、もはや「大綱」の中学校規程をみたしえなかったことを物語り、府県立中学校が、減少または停滞をつづけているのは、府県では、「大綱」に適合した中学校を設立する能力が、限界に近づきつつあったことを示しているからである。

このように、あきらかに「大綱」の規制力がみられるにもかかわらず、公立中学校の絶対数が増加したのは、県立中学校とは別に、町村立中学校がふえたためであった。それゆえ、14、5、6年の頃になると、中等教育に対する地方人民の要求にこたえ、「大綱」の試練をのりこえて、中学校設立運動を前進させたのは、町村の人民であり、彼らが府県とともに、時には、府県の肩代りになって、この運動に参加してきたことが理解される。勿論、町村の人民といっても、旧藩の城下町では、やはり土族が中心であったのは、ことわるまでもあるまい。とにかく、この時期に町村立中学の進出してきたのは、大きな特色であった。

いま、町村立中学校進出の事情をはっきりさせるため、14年度、15年度の『文部省年報』に記載された府県別年報によって、そこに記載された諸地方を、(a)府県立から町村立に肩代りした地方、(b)町村立のみの地方、(c)府県立のみの地方の三つのグループに分類し、それぞれのグループにおける設立主体の問題を考えてみたい。

(a) 14年度に前年にくらべて府県立中学校の限少した府県は、東京(2→1)、大阪(8→4)、神奈川(1→0)、兵庫(8→1)、新潟(5→4)、栃木(2→1)、滋賀(2→0)、長野(1→0)、青森(8→0)、山形(4→0)、石川(3→0)、島根(4→3)、岡山(4→3)、広島(4→2)、徳島(5→1)、熊本(2→1)、鹿児島(6→1)、大分(1→0)の18府県であり、15年度には、京都(2→1)、大阪(4→1)、静岡(5→2)、島根(3→1)、愛媛(8→5)、高知(8→3)、福岡(19→9)、の7府県である。このうち、14年度において、町村が府県にかわってほぼ同数の中学校を設立、または維持したのは、兵庫(7)、新潟(8)、滋賀(1)、長野(2)、青

* 同上所収。

** 同上所収。「学事巡視功程」の報告。

*** このような一例として、後にのべる彦根町がある。

**** 16年度の『文部省第十一年報』が京都大学にみあたらないので、やむおえず、省略した。

***** (2→1)とは前年度2校から本年度1校への減少を示す。以下同じ。

***** 町村立中学校の数。

森(8)、山形(5)、石川(3)、島根(2)、岡山(10)、広島(2)、大分(3)、鹿児島(5)の12県、15年度は静岡(3)、福岡(9)の2県であった。

そして、この肩代りの理由を、同年の各府県年報からさがせば、新潟、島根、青森、長野、岡山では、小学校卒業生の増加と、これに対処する地方税の不足により、町村人民の希望を入れて、地方税を各郡部に分配し、町村の中学校設立を援助するとされ、鹿児島では、県会が中学校費を否決したので、やむえず郡立をつくるとのべられている。広島では、中学校入学者に平民が多く、郡部に中学校設立の必要があるとされている。

これらの理由は、多かれ少なかれ、一般人民の教育意欲の向上をしめすものであるが、私たちの調査によれば、たとえば、新潟では県庁所在地の新潟や、県内の旧藩地域では、すでに中学校が設立されており、この時期になって、旧天領の産業地域における中学校の設立がめだってきているのは、一般人民の教育意欲の向上を証するものだろう。また、山形県のように、この時期に、地方長官の指導で県民の道德教育を意図して各郡に命じて中学校を設立させ、各郡管下の町村人民が、これに応じて、協議費をもって中学校をつくった地方もあった。こうした一般人民の設立運動とは逆に、いまだに士族の力が強いことを示す地方もある。たとえば滋賀県のように、中学校が旧彦根藩主と藩士の設立にかかり、これを県立に移すことは、旧藩の伝統がたえるという理由で、彦根町立にした例や、鹿児島県のように、この時期になって、薩摩本藩以外の旧支藩関係者の設立にかかるものが多いところなどは、それを証明しているだろう。

15年の2県についてみれば、静岡県ではあきらかに一般人民の意欲が盛んであり、14年度においてすでに、焼失した韭山中学校の再建に、伊豆の全人民が寄付したこと、また焼失した沼津中学校の再建は、駿東一郡の人民の手になることなどが、『第八年報』にでていし、15年度になると、県費では中学校の維持が困難となり、3校廃止したが、すべてこれを町村立中学校として、町村の人民がひきうけていた。福岡県でも、県は19校中10校を廃止したが、これに対して、県内各旧藩の城下町は勿論、その他の郡部でも、小学校卒業生の増加に対処するため、一般人民も積極的に寄付を集めて、県当局に学校の維持継続を請願し、町村立として許可されていた。以上が(a)グループの概観であるが、このグループに属する府県では、中学校設立の主体が、士族から一般人民に、その重点が移りつつあったといえるだろう。

(b) このグループに属するのは、14年度、15年度を通じて埼玉県のみである。この県は、まえにもみたように、県当局が中学校設立の必要を痛感していたが、この地方はもともと大、中藩が少なく、わずかばかりの小藩と天領が多く、10年以前にあっても、旧藩関係者による積極的な中学校設立運動はみられなかった。その上、県が熊谷県から分れて新設されたのが、明治9年8月で、中学校の建設は、それまで財政上困難なこととされていた。

* 郡立中学校は、郡下の各町村が経費を負担し、事実上は町村立中学校である。
 ** 石附実氏の調査。
 *** 教育学研究科博士課程野中一也氏調査。
 **** 越井和子氏調査。
 ***** 大森定光氏調査。

本山：明治前期の中学校

ところが、13、4年頃から小学校卒業生が増加し、県当局も県会も小学生の進学問題の解決を望み、14年、はじめて県は各郡町村に補助費を給して、中学校設立の必要を訴えた。15年度には、県会は進んで補助費を増額し、その発達に努力している。従って、この県は地方当局の指導が、一般人民の教育意欲を刺戟し、両者あいまって設立運動を進めた地方だといってよい。

(C) 14年、15年度を通じ、県立中学校だけの県は19で、他のグループにくらべて一番多い。県立1校だけという地方はあまり平凡なので、このうちから、2校以上をもっている県をあげれば、長崎(11・14)、福井(2・2)、鳥取(2・2)、山口(5・5)、徳島(4・4)、愛媛(8・8)、高知(5・5)の7県である。これらの県は、どの県もその中学校の設立、維持に、旧藩関係者や一般士族が関係している。たとえば、長崎県は旧城下町は全部中学校をもっているし、福井県2校のうち、福井にある明新中学校は、旧藩主の資金で、12年に再建されたもの、山口県はすべて旧藩主、支藩主の援助をえていた。高知の場合は、県下の政治情勢にうながされ、民権派立志社の教育活動に対抗するため、旧郷土を主体とする国民派が、県当局と結んで設立した学校が多い。愛媛県でも、中学校尠在地はすべて旧城下町であった。この県については、西村茂樹が15年度の「巡視功程」で、次のようにのべていた。

本県ハ旧11藩ノ領地ナリシヲ以テ、旧城下ニハ士族聚居シ、其地ニハ自然ニ中学ヲ要スルノ勢アリ、故ニ目今県下ニ県立中学校8ヶ所、外ニ私立中学校1ヶ所ヲ設クルニ至レリ。但シ其名ハ県立ナルモ其実ハ地方税ヨリ費用ノ幾分ヲ補助スルニ過ギズシテ、全体ノ経費ハ多ク人民ノ義金及ビ賦課金ヲ以テ之ヲ支持セリ。

しかも、これらの県の県会議員は、旧藩士族が大半を占め、14年度、15年度ともほとんど教育費に修正を加えないで可決している。こうした事情をみれば、町村立中学校をもたないで、数個の県立中学校を維持している県は、依然として士族が設立主体ではなかったかと思われるのである。

以上のように、「中学校教則大綱」の規制に対しては、町村立による一般人民の協力や、依然として存在する旧藩士族の伝統的な教育意欲、あるいは、地方官の適切な指導などにより、地方の中学校は、なお自主的に発展していったが、17年の「中学校通則」の発布以後になると、中学校設立運動は、停滞ないしは衰退に向わざるをえなくなった。

(3) 16、7、8年の間における公立中学校減少の特色をあきらかにするため、次の表をみよう。この表によれば、府県立は17年度に1校ふえ、18年度、6校へり、この間通算して5校減じているが、それは校数だけであり、教員及び生徒数は年々上昇し、廃校にとまらぬ廃学者も、全国的にはみられない。中学校の内容は、「通則」に従って向上しているとみてよい。府県立が大幅に減少した地方は、17年度には従来町村立をもたなかった長崎県(14→1)、愛媛県(8→3)と、

* (11.14) は14年度11校。15年度14校という意味。以下同じ。

** 15年度の校数。14年度県立中学校なし。

*** 海原徹氏調査。

**** 『文部省第十年報』所収。

***** 15年度14校から17年度1校への減少を示す。以下同じ。

種別	年度			
	16年	17年	18年	
学校	府県立	75	76	70
	町村立	91	54	34
教員	府県立	610	690	756
	町村立	445	329	229
生徒	府県立	7997	10159	10794
	町村立	5932	4380	2989

町村立を併存している福岡県（9→3）で、18年度には、やはり町村立をもたない徳島県（4→1）、高知県（5→1）と福岡県（6→3）である。これらの諸県は、次にのべる諸県のように、整理の主たる対象にする町村立中学校をもたなかったがゆえに、県立を整理の俎上にのせたのであるが、これらの整理は、

★ いずれも学校を統合し、「通則」の中学校規

程をみたすため、学校の充実をはかるために行なわれたものであった。

たとえば、明治17年の「官報」によれば、長崎、山口、高知、愛媛の諸県は「通則」の実施計画を文部省に稟^{★★}申し、数個の県立中学校を統合して、それまで分散していた学校経費を集中し中学校の充実をはかりたいとのべていることから、これらの減少が、諸県における中央追随政策のあらわれであったことが理解されよう。

こうした府県立中学校のように校数だけの減少に対し、前年まで、地方における中学校設立運動の主役を演じていた町村立中学校は、校数の大幅な減少だけではなく、教員数も生徒数も18年度は16年度の半数、もしくはそれ以下に減少し、内容の上でも、実質的な低下をしめしていた。このことは、とりもなおさず、14年の「大綱」以後、中学校の目的に進学教育が加えられ、この目的を果たすために、校数を整理して内容の充実をはかろうとする中央の政策が、地方に浸透してきたことをしめすものにほかならなかった。だが、当時の地方では、進学希望者は、はじめから上京し、地方における一般人民の教育要求は、必ずしも進学教育になかったことから、「大綱」のときには、まえにのべたように、さまざまな方法でこれを克服してきたが、この「通則」の壁に向っては、町村程度の経済能力では歯がたたず、中央に妥協せざるをえなかった。

「通則」の中学校規程をみたすには、町村程度の経済能力のたえうるところではなく、やむをえず廃止や各種学校への転換をはかる町村が多かったのは勿論だが、この17年は、14年以来の松方蔵相の行なったデフレ政策により、全国的に各地方が不況にあえいでいるときであったのも、またこの減少をまねく大きな原因だった。しかし、町村立中学校の減少の原因は、このような町村自体の無力さによるだけではなく、それよりもさらに直接的な原因となったのは、府県当局が中央の意を体して、府県立中学を「通則」に適合させるべく、町村立中学校の補助を中止、もしくは減額し、それを府県立中学校の経費にまわしたことであった。次に文部省の第十、第十二、第十三年報によって、17年、18年の町村立減少の理由を検討してみたい。^{★★★}

(a) まず明治15年度にくらべて府県立中学校のみが増加し、町村立中学校が減少した地方をあ

★ 上の表は、『文部省第十三年報』記載のものから、私立を除外して作成。

★★ 『発達史』（巻二）所収。

★★★ 明治16年の『文部省第十一年報』がないので、やむおえず、比較の基準を15年の『文部省第十年報』においた。

本山：明治前期の中学校

げれば、17年度では、長野県（0→4・3→0）、山形県（0→1・5→3）、熊本県（1→2・1→0）、青森県（0→1・8→3）、静岡県（3→5・3→0）、18年度では、新潟県（1→2・8→5）などである。『文部省第十二年報』で、17年度におけるその理由をさぐれば、新潟、山形では「通則」的中学校の実現のため、町村立の廃止もやむをえないといい、長野、青森では、不況によって町村の疲弊がはなはだしくて、この際、県立中学校の充実をはかるため、これを廃止または減少するのべている。熊本では、県会が町村立補助費を減額したためであった。一つだけ例外は静岡県で、ここでは、町村の側から寄付金をそえて、充実した県立中学校の設立を望んでいた。いまあげたのは、いわば町村立中学校の犠牲の上に県立の増加した地方であるが、県立中学校は据置きで、町村立中学校のみ減少した地方に次の諸府県があった。

(b) 大阪府（2→0）、兵庫県（7→6→0）、岡山県（8→1→0）、広島県（1→0）、鹿児島県（5→0）がそれである。

(c) 府県立中学校、町村立中学校ともに減少したのは福岡県（9→6→3）であった。これらの諸府県も、その理由とするところは、おおみね府県会の補助費削減によるものだが、福岡県では県会に代表される人民の意向は、中学校の廃止、統合に反対であったのに対し、県当局が内務省の指揮を仰いで廃止、統合を断行していた。

以上(a), (b), (c)と三つの類型に属する地方を概観したことによって、この時期における町村立中学校減少の理由が、ほぼあきらかになったと思われるが、この減少は、必ずしも町村人民の教育意欲の低下を物語るものではなかった。というのは、17年、18年の間に、町村立中学校の廃滅した諸県では、次の表がしめしているように依然として中等程度の公私立の各種学校が存続し、

府県		15年	17年	18年
大	阪	152	202	218
兵	庫	34	28	6
静	岡	28	22	21
岡	山	44	95	106
広	島	50	19	3
福	岡	17	15	31
熊	本	16	19	23
鹿	児	13	7	2

なかには、中学校の廃止にかわって、増加したところもあったからである。当時の各種学校のうち、中等教育機関に準ずるものは、『文部省第十三年報』によれば、最も多いのが和漢学の814校、次が英語の134校、数学は少しすくなく89校であり、英語学校は主として東京にあつまっていたことを考えると、地方では、かなり多くの和漢学の学校が全国的に散

在し、それに若干の英語学校がまじって存在していたことが、推測されるのである。

従って、この表からいえることは、当時の地方人民がもっていた現実の教育欲求の水準は、各種学校程度であり、町村立中学校は、大体これを少し上まわる程度の学校だったとすれば、文部

★ はじめの0→4は府県立の状況を次の3→0は町村立の状況をしめす。以下同じ。

★★ 明治17年刊。

★★★ 2→0は15年2校、17年0校をます。以下同じ。

★★★★ 7→6→0は、15年7校、17年6校、18年0校、をしめす。以下同じ。

★★★★★ 『文部省第十年報』、『文部省第十二年報』、『文部省第十三年報』より作成。大阪、岡山などは、手芸学校、裁縫学校、習字塾をもふくんでいるが、3割は中等教育機関に準ずるとみてよい。

省の要求した「中学校通則」の水準は、これにくらべてはるかにたかく、当時の地方人民の具体的な教育要求を無視して、いたずらに国家的立場からこれを押しつけたものといわねばならず、それによって、地方の中学校が自主的に、地方の実情に則した独自の道筋をたどって向上して行く方向を制度的に抑制したものとわねばならない。そして、明治19年の「中学校令」は、一府県、一中学校と各府県の校数を限定することによって、完全に国家的要求の立場から、地方における教育の主体的発展の道を遮断するにも等しい政策であった。

この「中学校令」の発令によって、明治時代における中学校の性格は一変する。これ以後の中学校は、10年代に示された地方人民の教育意欲に支えられつつも、その後の日本の近代的発展から生まれる従来とはちがった諸条件の下で、進展してゆくのである。明治前期の中学校を対象とした小論では、「中学校令」以後の問題については一切省略し、他日を期することにしたい。